

(質問第十五号) 昭和二十二年八月二日配付

國民の耐乏生活についての質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月三十一日

北條 秀一

穂積 眞六郎

星野 芳樹

参議院議長 松平 恒雄殿

國民の耐乏生活についての質問主意書

片山内閣総理大臣は、施政方針演説において國民の耐乏生活を要請しこれに基く質疑應答があつたが次の点に就ての見解を示されたい。

一、最低生活費の基準に就いて政府には科学的研究の成果があると思ふが之を具体的に次の様にして示されたい。

イ、國民の必要熱量の基準を勤勞の度合に依つて示すこと

ロ、右の熱量源を何に求めているか

ハ、以上を根本とし現在の社会狀勢よりして標準家庭一ヶ月の最低生活費を食費、住宅費等々に分類してどれ位と考へているか

ニ、生活保護法に依る生活扶助金算出の基礎と右の最低生活費との関連をどう考へているのか

二、平野農林大臣は大都市の野菜供出に就いて七月は二十二匁、八月は三十匁とすると言明したが三十匁と云う基準は人間生活に必要なものか或は供給可能量なのか、若し供給可能量であつて必要量でないとすれば必然的に不足量の補給の問題が起るがこれに就いてどう考へているのか。